

令和5年第7回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和5年11月20日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時53分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 松 橋 竹 子 委員 石 岡 れい子 委員 安 田 友 久
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 中 屋 敷 司 学校教育 GL 中 居 勉 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 金 見 靖 子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した 案 件	報告第 1号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について 報告第 2号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について 報告第 3号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について 報告第 4号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 報告第 5号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について 議案第 1号 令和4年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて 議案第 2号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5号 12月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算について

丸岡教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員３名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和５年第７回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第１ 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日１日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日１日間と決定いたしました。 日程第２ 報告第１号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
金見ＧＬ	それでは、報告第１号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱について、令和５年８月３０日付けで専決処分したもののについて、報告するものであります。 委嘱期間は、令和６年３月３１日までであります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第１号 専決処分した事項の報告(階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱)について の件を終了いたします。 日程第３ 報告第２号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
金見ＧＬ	それでは、報告第２号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。

丸岡教育長	本案は、階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱について、令和５年１０月１日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 委嘱期間は、令和７年９月３０日までであります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第２号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第４ 報告第３号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
金見G L	それでは、報告第３号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱について、令和５年１０月１日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 委嘱期間は、令和７年９月３０日までであります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第３号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第５ 報告第４号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 日程第６ 報告第５号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
金見G L	それでは、報告第４号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 報告第５号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について、ご説明いたします。

	本案は11月4日の文化賞・スポーツ賞表彰式で表彰を行ったものです。 まずは、報告第4号文化賞ですが、10月13日に専決処分したものであります。 別冊「令和5年度文化賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。 文化功労賞は、一般の方1名、次のページから文化奨励賞となり、一般の方1名、中高生14名、計16名の表彰について決定しました。 続いて、報告第5号スポーツ賞ですが、こちらも10月13日に専決処分したものであります。 別冊「令和5年度スポーツ賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。 スポーツ功労賞は、高校生1名です。 次のページからスポーツ賞となり、高校生6名、一般の方59名です。 その次からスポーツ奨励賞となり、小中学生13名です。 スポーツ賞は、計79名の表彰について決定しました。 以上、2件を報告するものであります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 専決処分した事項の報告(階上町文化賞被表彰者)について 及び 報告第5号 専決処分した事項の報告(階上町スポーツ賞被表彰者)について の件を終了いたします。
中屋敷課長	日程第7 議案第1号 令和4年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第1号 令和4年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について自ら点検及び評価し、その結果について議決を求めるため、提案するものです。 別冊の報告書14ページを御覧ください。 「具体的には」の部分になりますが、

丸岡教育長	1 小学校での英語科指導の始まりに対応して、英語免許所持者による英語専科事業を開始したことは先進的で有効な取組であること。 2 教育現場での児童生徒指導対応は複雑化し常に難しさを呈しており、旧来の教育哲学のみでは指導上の難しさを払拭し切れずにいるため、ハイパーQ Uによる科学的手法を活用し、健全な学級集団作りや集団改善に取り組んでいることは評価に値し、また、スクールソーシャルワーカー派遣事業も大変有益な取組であること。 3 「学校施設長寿命化計画」が策定され、法的・自主的点検による施設寿命の延命を図っていることは高く評価される点であること。 4 特色ある学校づくり事業は、この取組を支えていくために非常に役立っている。また、いのちを育む教育アドバイザー事業は、未来ある子どもたちには欠かすことのできない大切な事業であること。 5 特別支援教育に関して、WISC－IV検査の外部委託や未就学児の保護者に対する面談に有識者の協力を得るといった対策を講じることで、適正な就学につなげていることは高く評価したいとされていること。 6 奨学金の返済未納については、その現状を的確に把握し、少しでも解消できるよう対策を打ち出してもらいたいこと。 7 新型コロナ感染予防をしながら、成人式、家庭教育学級、ブックスタート等を実施できたことは評価したいとされていること。 8 公民館等においては、感染予防に注意しながら、社会教育事業の実施に力を注いだことは、大いに評価できること。 9 町民の文化財への愛着や郷土への認識を深め、町の文化遺産に対する理解促進のため、民俗資料の展示、資料館の開放、ボランティアガイドの活用、郷土誌の発行等により、町内遺跡や天然記念物の保存活動に努めたことは、大いに評価できること。 10 新型コロナ感染拡大防止のため、体育行事がほとんど中止になる中でも、新しい形のスポーツイベントを開催したことは、大いに評価できること。 とのご意見をいただいております、かいつまんでではありますが、説明させていただきます。 なお、事業ごとの評価一覧につきましては、17ページに掲載しております、昨年度から「生涯学習」関係を整理し、16事業としております。 事業の詳細につきましては、18ページ以降に事業点検評価シートを掲載しておりますので、後ほどご確認ください。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか (質疑なしの声あり)
-------	---

中屋敷課長	「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 令和4年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告 に関し議決を求めることについて の件を議決することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第1号 令和4年度階上町教育委員会の事務の点検及び評 価報告に関し議決を求めることについて の件は、原案のとおり可決さ れました。 日程第8 議案第2号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 、日程第9 議案第3号 階上町職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 日程第 10 議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について の件を一括議題といたし ます。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第2号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について 、 議案第3号 階上町職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第4号 階上 町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条 の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するもの です。 本日配布しております、右上に「令和5年11月20日教育委員会議説 明資料」と記載されている資料をご覧ください。この資料を使って説明 させていただきます。 1 趣旨ですが、 (1) 特別職については、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割 合を改めるもの、(2) 一般職については、県人事委員会勧告に準じ、 職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるも の、(3) 会計年度任用職員については、一般職の給与改定に伴い、 会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改めるもの となります。 2 主な改正内容としましては、 (1) 特別職については、期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、次年
-------	--

	度は引上げ分を均等配分し、(2) 一般職については、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料月額を上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.05月分ずつ引上げ、次年度は引上げ分を均等配分するものとなり、(3) 会計年度任用職員については、給料月額を上げ、特別職及び一般職と同様、期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、次年度は引上げ分を均等配分するものとなります。 3 施行期日は、 (1) 特別職の令和5年度改定分は、令和5年12月1日から適用し、令和6年度改定分は令和6年4月1日から施行となります。 (2) 一般職及び(3) 会計年度任用職員の令和5年度改定分は、令和5年4月1日から適用し、令和6年度改定分は令和6年4月1日から施行となります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第2号 階上町特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 及び 議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第11 議案第5号 12月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、議案第5号 12月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。

丸岡教育長	予算書の2ページをお開きください。 10 款 教育費の歳出予算額は、112 万 3 千円を追加し、補正後の額 6 億 5,347 万 1 千円、町予算における構成比は 10.9%となっております。次に、補正の内容となりますが、歳入はございません。 3 ページをお開きください。 歳出となります。 10 款 1 項 2 目 事務局費につきましては、給与改正により補正するものとなります。 10 款 4 項 1 目 社会教育総務費につきましては、給与改正及び育児休業により補正するものとなり、加えて三八視聴覚教育協議会が来年度解散することに伴い、負担金が不要となったものです。 4 ページ 10 款 4 項 4 目 公民館費につきましては、公民館の使用状況を踏まえ、電気料を増額補正するものとなります。 10 款 5 項 2 目 給食センター費につきましては、給食センター区分開閉器更新工事に係る執行残を減額補正するものとなります。 5、6 ページ 10 款 2 項 1 目及び 10 款 3 項 1 目 学校管理費につきましては、小学校、中学校ともに予算の組み替えを行い、小学校につきましては、電気料を増額補正するものとなります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 5 号 12 月定例議会に付議する令和 5 年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 5 号 12 月定例議会に付議する令和 5 年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和 5 年第 7 回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後 6 時 24 分
-------	---

